



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代表者名 取締役社長 佐光 正義
コード番号 3880 東証第一部
問合せ先 執行役員総務本部長 林 賢二郎
TEL 03-3271-1442

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 103 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、現行定款第3条（目的）の一部変更及び追加を行うものであります。
- (2) 取締役社長が株主総会を招集し議長となることとするため、現行定款第13条（株主総会の招集者及び議長）に所要の変更を行うものであります。
- (3) 株主に対する効率的かつ充実した情報の開示を行うことができるようにするため、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (4) 上記のほか、規定の新設に伴う条数及び項数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日（金）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>紙・板紙・パルプ</u>及びその副産物の製造加工並びに<u>販売</u></p> <p>(2)～(4) (条文省略)</p> <p>(5) <u>紙・板紙</u>及び<u>パルプ</u>製造加工に係る原材料・燃料の売買</p> <p>(6) 山林及び木材の売買、造林、製材、木材加工並びに緑化・造園業</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(7)～(14) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(15) (条文省略)</p> <p>第4条～第12条 (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>紙類・パルプ類</u>及びその副産物の製造加工並びに<u>売買</u></p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>紙類・パルプ類</u>製造加工に係る原材料・燃料の<u>製造加工</u>並びに<u>売買</u></p> <p>(6) 山林及び木材の売買、造林、製材、木材加工並びに緑化・造園業</p> <p style="text-align: center;"><u>(7)農業及び水産加工業</u></p> <p>(8)～(15) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(16)温室効果ガス排出権の売買</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(17)労働者派遣事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(18)福祉用品・医療機器・医療用具・医薬品及び医薬部外品の仕入れ、製造加工並びに販売</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(19)介護のコンサルティングその他の介護サービスに関する事業</u></p> <p>(20) (現行どおり)</p> <p>第4条～第12条 (現行どおり)</p>

(株主総会の招集者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(新 設)

第14条～第36条 (条文省略)

(株主総会の招集者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示と
みなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条～第37条 (現行どおり)